

2023(令和5)年度公聴会

1. 日 時 2023(令和5)年7月24日(月) 15:00~17:30

2. 参加教区 東京教区、兵庫教区、安芸教区

3. 出席者 <宗派出席者>

- (1) 池田行信(総長)
- (2) 萩野昭裕(総務)
- (3) 山階昭雄(宗務組織機構改革推進本部長)
- (4) 宗本昌延(統合企画室次長)
- (5) 中井真人(統合企画室幹事)
- (6) 佐藤浩紹(重点プロジェクト推進室部長)
- (7) 桂正道(寺院活動支援部長<一般寺院担当>)
- (8) 松村弘道(宗務組織機構改革推進本部事務室部長)

<教区>

- (1) 宗会議員
- (2) 教区会議員
- (3) 組長・副組長
- (4) 直轄寺院宗務長・別院輪番・教堂主管
- (5) 教化団体役職者
- (6) 教区内の寺院に所属する僧侶、坊守、寺族、門信徒
- (7) 教務所長

4. 日 程 約2時間30分

- (1) 開会
- (2) 真宗宗歌(1番)、新しい「領解文」(浄土真宗のみ教え)唱和
- (3) 総局挨拶
- (4) 【報告及び意見聴取】(動画)
 - ① はじめに(池田総長挨拶)
 - ② 新たにめざす持続可能な宗務組織を構築するための具体策
 - ③ 次期「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)
総合基本計画・重点プロジェクト策定にあたって
 - ④ 賦課基準の見直しについて(第3次答申)

<意見聴取>

- (5) 総局まとめの挨拶
- (6) 恩徳讃
- (7) 閉会

5. 資 料 (1) 説明動画資料

- ・新たにめざす持続可能な宗務組織を構築するための具体策
- ・次期「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)
総合基本計画・重点プロジェクト策定にあたって
- ・宗門財政構想委員会 賦課制度に関する専門委員会答申書
「賦課基準の見直しについて(第3次答申)」について

(2) 賦課基準の見直しについて(第3次答申)【宗報 2023.3月号抜き刷り】

以上

一 意見提出方法 一

1. 新たにめざす持続可能な宗務組織を構築するための具体策
2. 次期「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)
総合基本計画・重点プロジェクト策定にあたって
3. 賦課基準の見直しについて(第3次答申)

上記3点について、どうぞご意見をお寄せください。

Webでの提出が困難な方は、文書をもって教務所(事務所)に提出ください。

用紙が必要な方は教務所へお問い合わせください。

提出にあたりましては、教区(組名)、寺号、名前を必ず記載ください。

URL : <https://forms.gle/RwXuZm1CKXmTGmcA6>

(↑教務所にお問い合わせくださいましたら、

アドレスをお送りします。)

受付期間 : 7月1日～7月31日まで

意見提出
QRコード



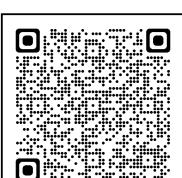
一 公聴会動画サイト 一

公聴会説明動画及び「賦課基準の見直しについて(第3次答申)」に関連する会計事務学習動画をご視聴いただけます。

URL : <https://hongwanji-kyoto.from.tv/>

配信期間 : 7月1日～7月31日まで

動画サイト
QRコード



※Web視聴が困難な方は教務所へお問い合わせください。

※宗門関係者(僧侶・寺族・坊守・門信徒等)の方にどうぞご紹介ください。



新しい「領解文」(浄土真宗のみ教え)

南無阿弥陀仏

「われにまかせよ そのまま救う」の
私の煩惱と仏のさりは 本來一つゆえ
「そのまま救う」が 莲華のよび声

ありがとう といただいて

この愚身をまかす これまで

救い取られる 自然の淨土
仏恩報謝のお念仏

これもひとえに

宗祖親鸞聖人と
法灯を伝承された 歷代宗主の
尊いお導きによるものです

み教えを依りどころに生きる者となり

少しずつ 総われの心を離れます

生きさせていくことに 感謝して

むさぼり いかりに 流されず

穏やかな顔と 優しい言葉
喜びも 悲しみも 分かち合い
日々に 精一杯 つとめます

新たにめざす持続可能な宗務組織を構築するための具体策

宗務組織機構改革推進本部

1

新たにめざす持続可能な宗務組織を構築するための具体策

宗門財政構想委員会の宗務組織等に関する専門部会答申書
「新しい持続可能な宗門組織をめざして」

『宗報』令和2年11・12月合併号に掲載

- ◆ 経常予算の**収支バランスの均衡**を図る
- ◆ これからの**時代の趨勢、変化の本質**をとらえ、
的確に対応し得る宗門組織の構築

2

新たにめざす持続可能な宗務組織を構築するための具体策

第37回常務委員会（令和3年2月8日開催）

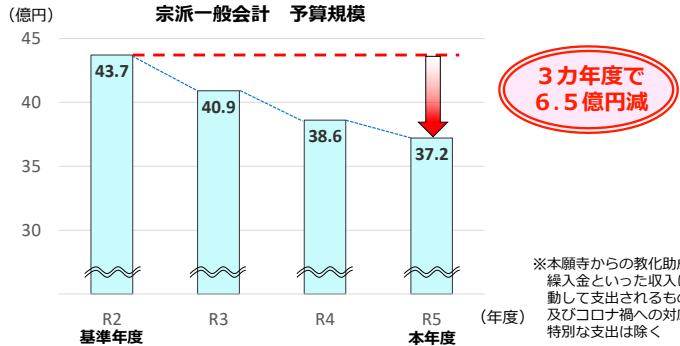
新たにめざす持続可能な宗務組織を構築するための具体策

議 決

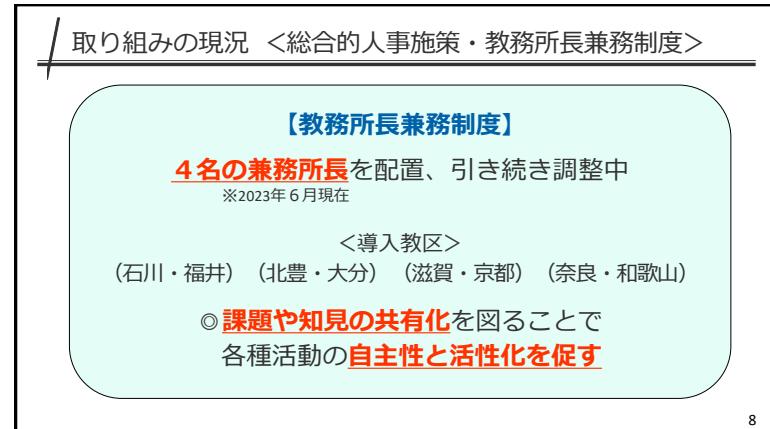
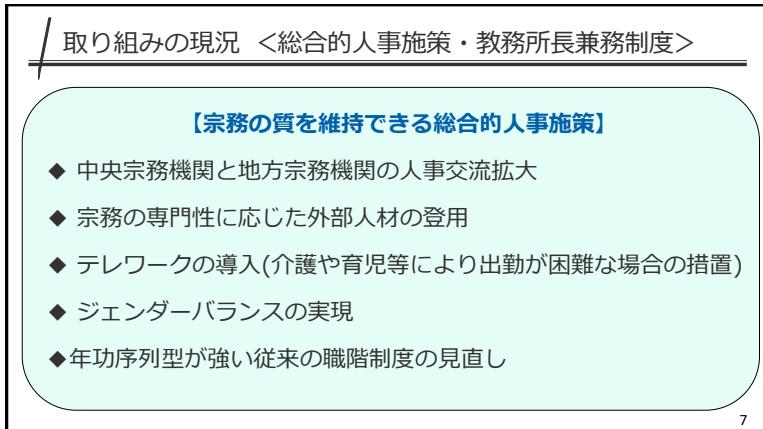
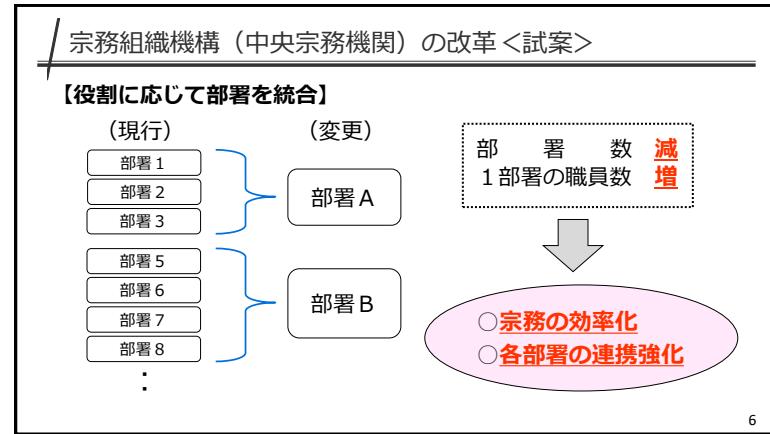
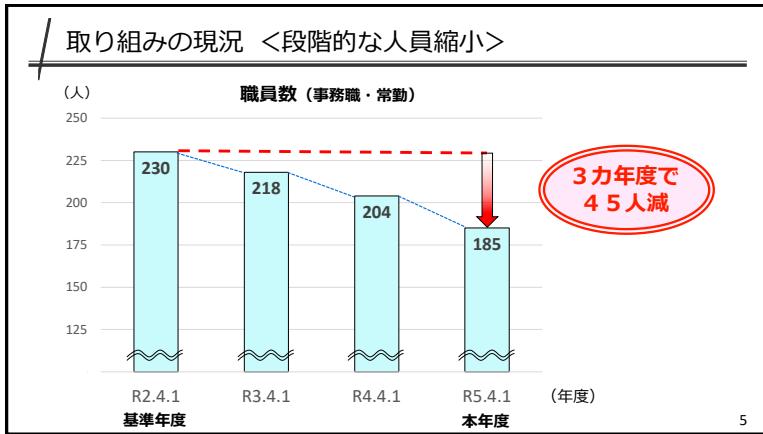
※『宗報』令和3年8月号に掲載

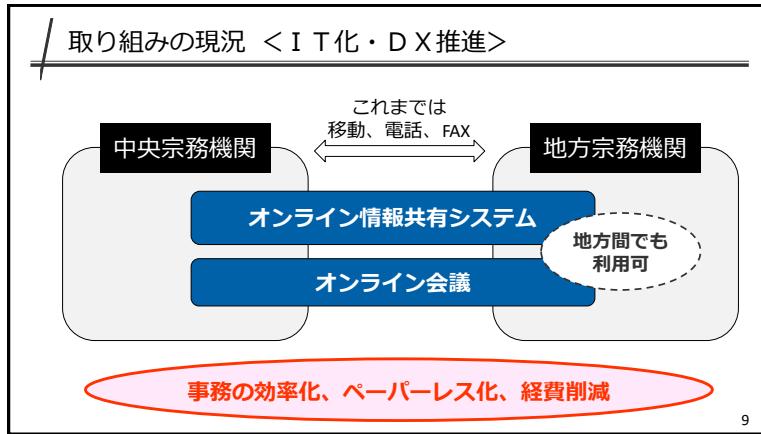
3

取り組みの現況＜宗派一般会計予算規模の縮小＞

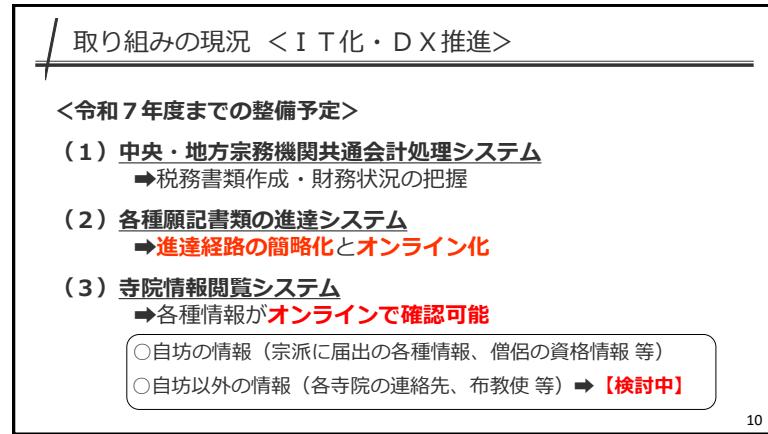


4

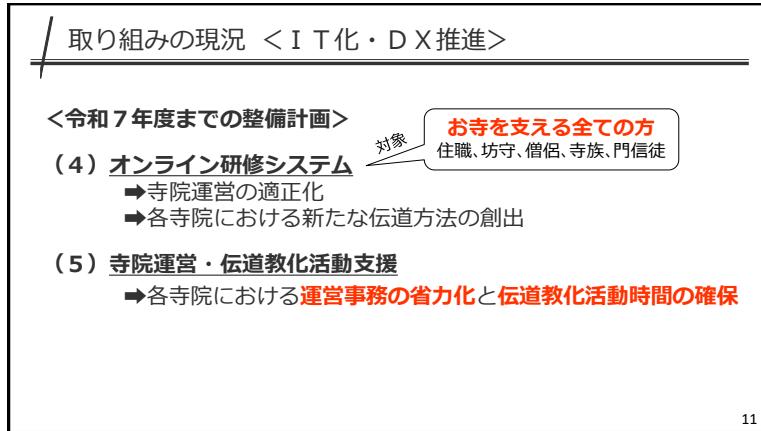




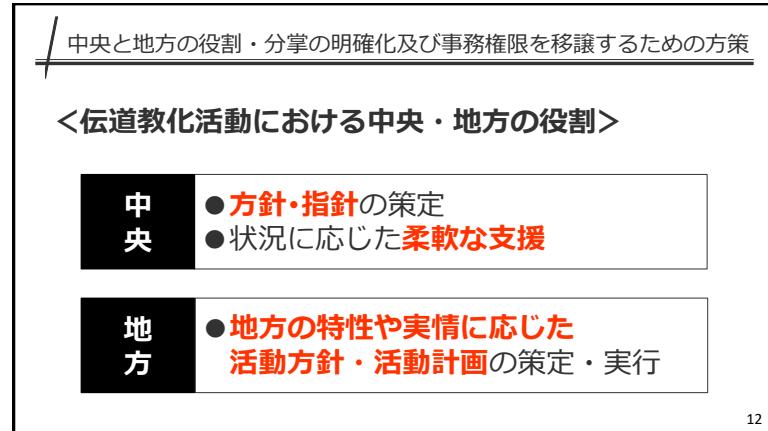
9



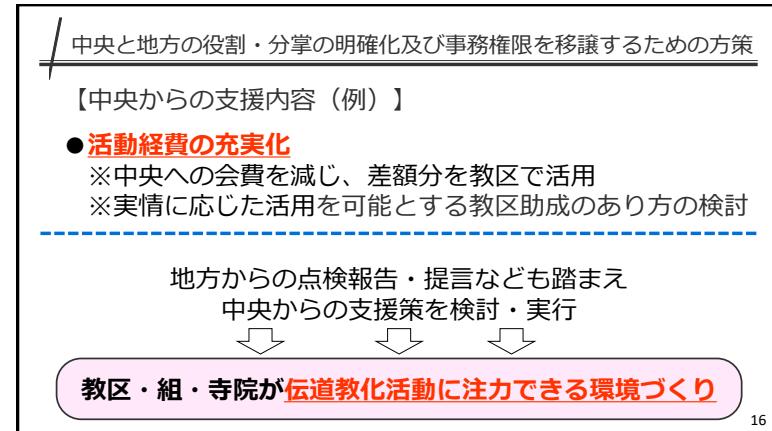
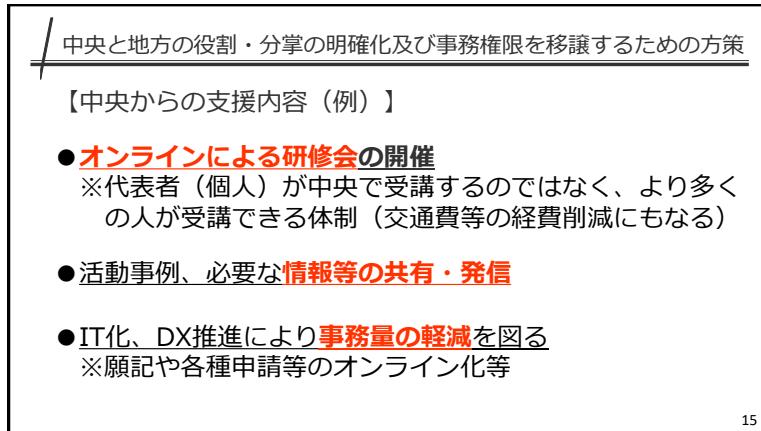
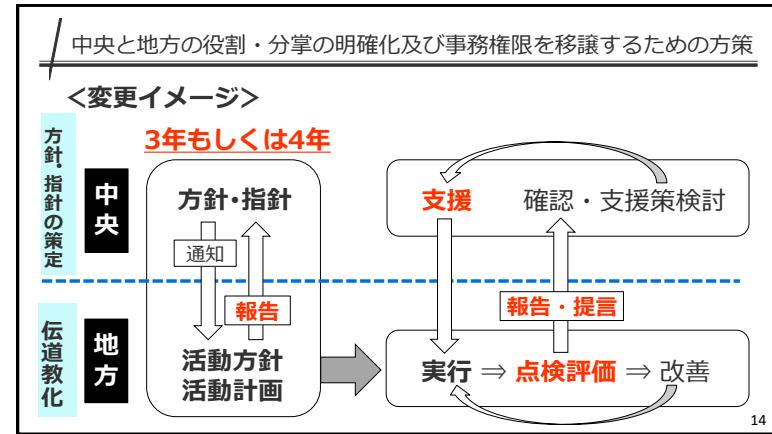
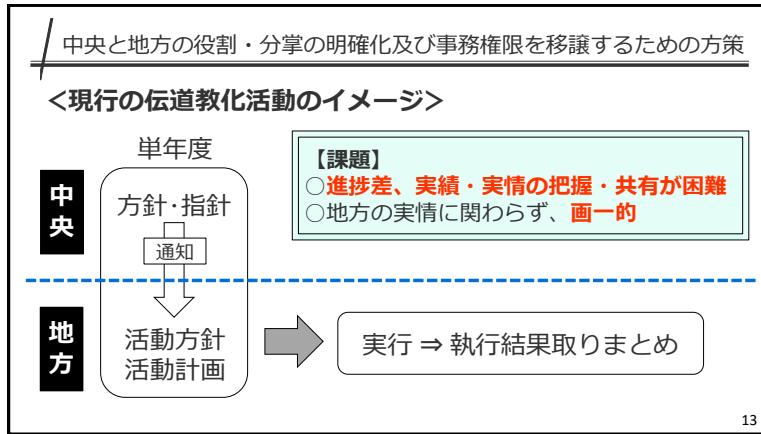
10

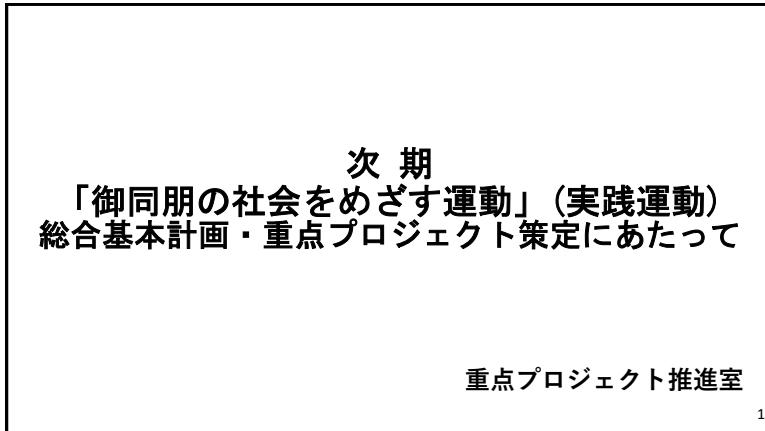


11



12





「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則
 (目的)

第1条 この宗則は、宗制に掲げる基本理念を体し、あらゆる人々が自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する活動を、宗門全体のものとすることを理念として推進し、その成果を挙げるため、これに必要な推進体制を整備することを目的とする。

3

「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則
 (「御同朋の社会をめざす運動」の推進)

第2条 3項

実践運動は、総局を中心とする中央、地方の一貫した体制のもと、宗門を構成するすべての者が参画し、かつ実践する運動として推進されなければならない。

4

「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則
(重点プロジェクトの策定)

第3条

総局は、基本理念に基づく宗務の具体的な実践目標を定め、これを「重点プロジェクト」として、計画的かつ強力に推進するものとする。

5

宗門重点プロジェクトの実践目標として

〈貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～〉
－子どもたちを育むために－

6

～ 実践運動の目的の具現化 ～

子ども食堂など子どもたちの居場所づくりに関する取り組み



フードバンク・フードバンチャーなどに関する取り組み



7

～ 実践運動の目的の具現化 ～



地域の居場所づくりや食育などの多様な意味を見出し、
寺院や僧侶の役割の問い合わせにもつながっている。

8

子どもたちの笑顔のために募金の支援

世界の子どもたちへの支援【ネパール支援】

水道設備建設支援



食堂建設支援

9

子どもたちの笑顔のために募金の支援

世界の子どもたちへの支援【ウクライナ支援】

ユニセフを通じ、
ウクライナの子どもたちへ1,000万円支援



c UNICEF/UN0721274Latysko

10

子どもたちの笑顔のために募金の支援

子どもたちの居場所づくり支援



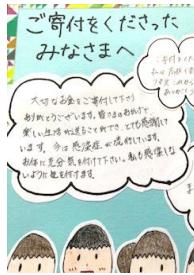
子ども食堂・学習支援等への助成金支援

11

子どもたちの笑顔のために募金の支援

施設で暮らす子どもたちへの支援

ご寄付をくださった
みなさまへ



児童養護施設、
母子生活支援施設への支援

12

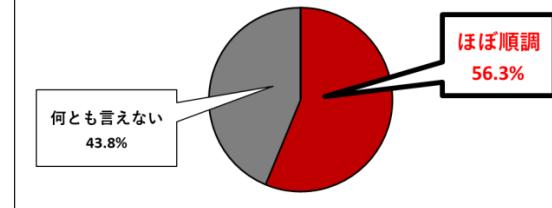
第4期推進期間
<2020(令和2)年度～2023(令和5)年度>
教区・組の進捗状況
～3年間の取り組みの状況について～

13

【 教区の重点プロジェクト進捗状況 】

2年目（2021年度）

実践目標に向けた取り組みについて

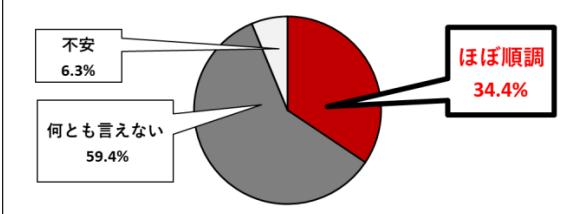


14

【 教区の重点プロジェクト進捗状況 】

2年目（2021年度）

取り組みによる成果について

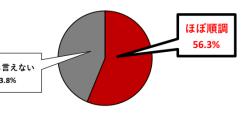


15

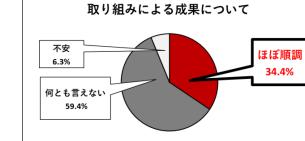
【 教区の重点プロジェクト進捗状況 】

取り組み
2年目（2021年度）

実践目標に向けた取り組みについて

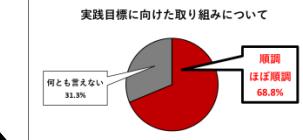


成果

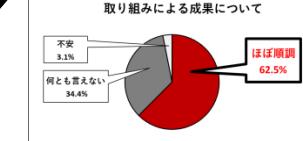


取り組みによる成果について

取り組み
3年目（2022年度）



成果

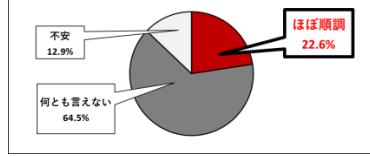


16

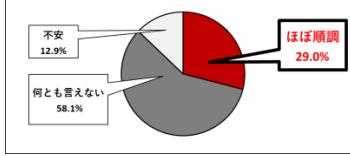
【 組の重点プロジェクト進捗状況 】

2年目（2021年度）

実践目標に向けた取り組みについて



取り組みによる成果について

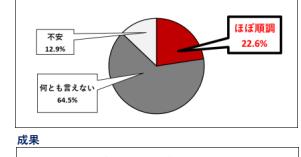


17

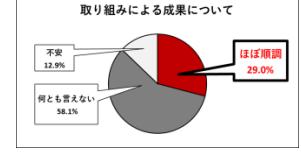
【 組の重点プロジェクト進捗状況 】

2年目（2021年度）

取り組み 実践目標に向けた取り組みについて

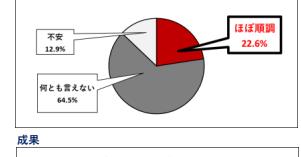


成果

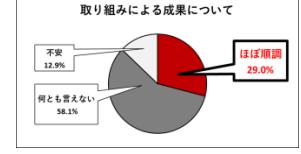


3年目（2022年度）

取り組み 実践目標に向けた取り組みについて



成果

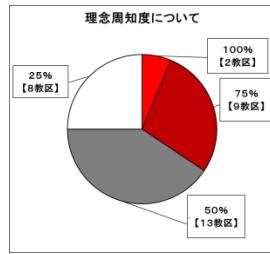


18

【 教区内の実践目標の理念の周知度 】

2年目（2021年度）

理念周知度について

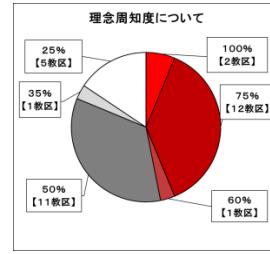


実践目標の理念の周知度
全教区平均 53.9%

4.5ポイントUP

3年目（2022年度）

理念周知度について



実践目標の理念の周知度
全教区平均 58.4%

19

～ 各種実践事例 ～

ドライブスルー弁当配布



別院を拠点に
フードドライブ



ウクライナへ
蝶々支援

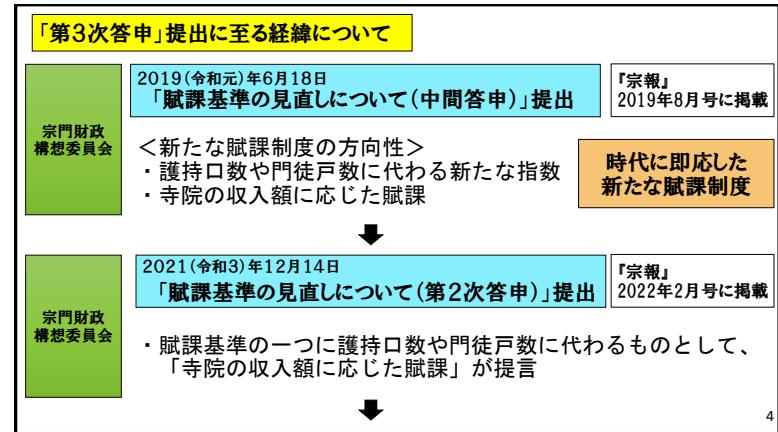
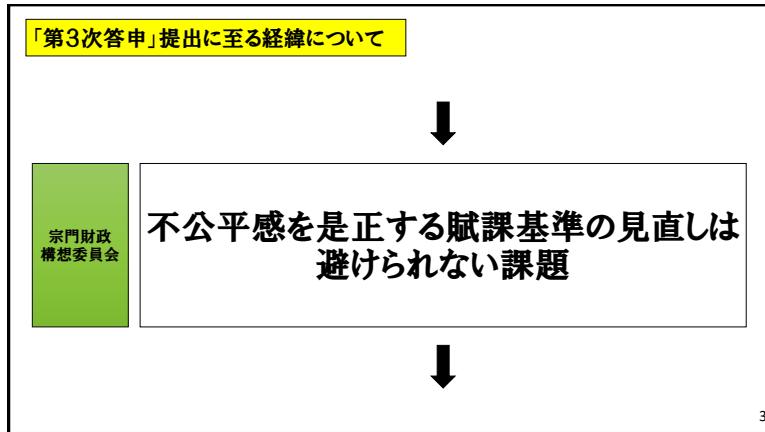
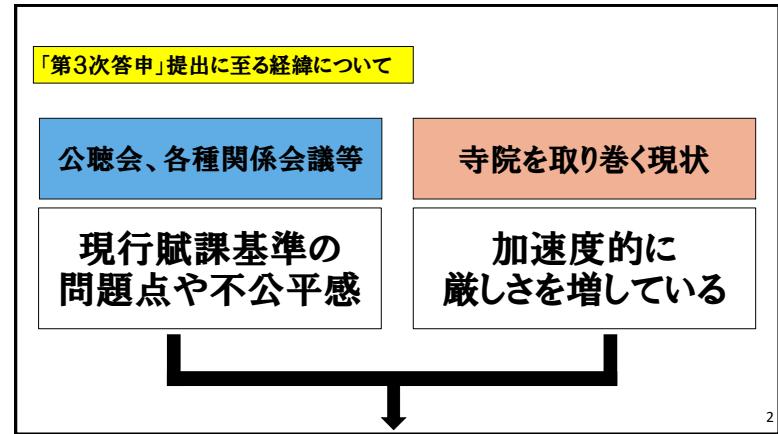
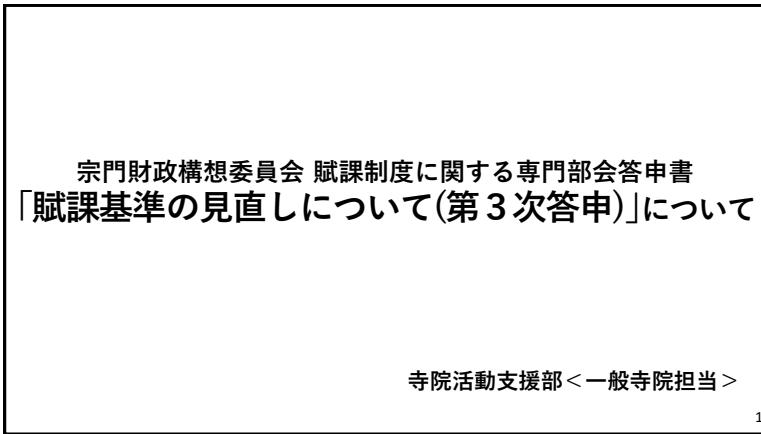


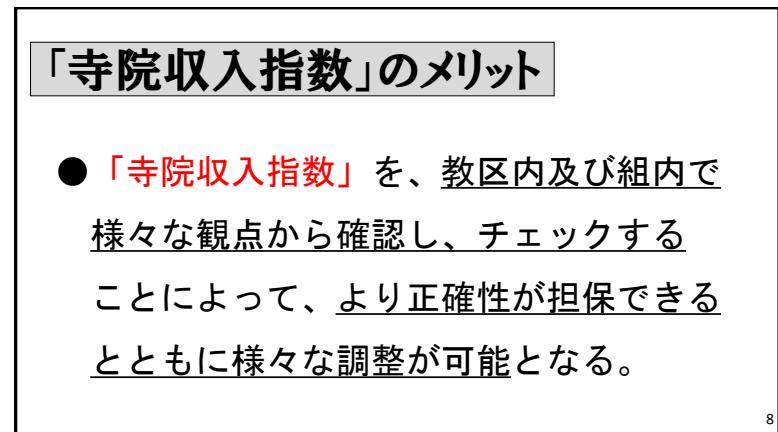
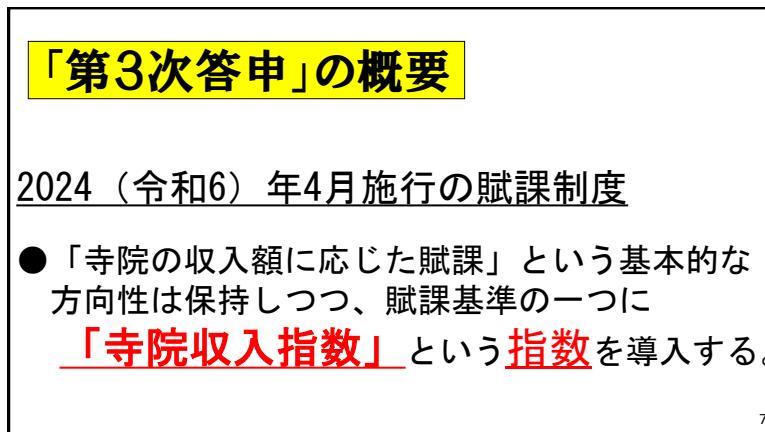
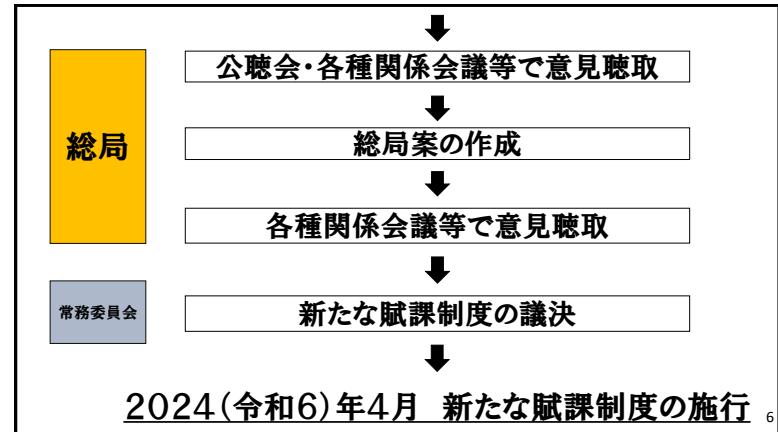
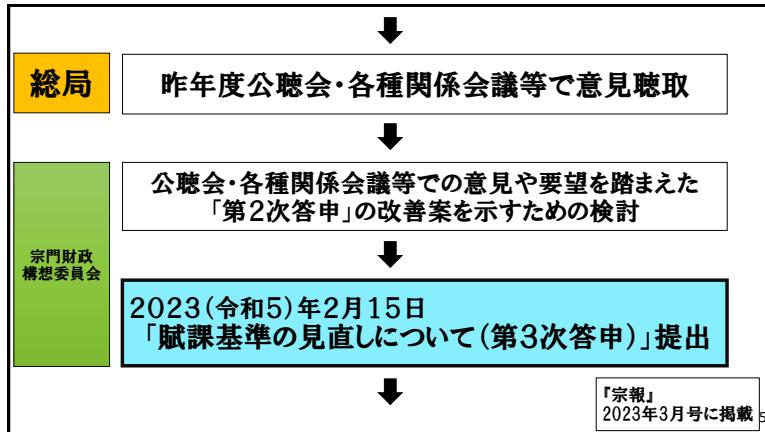
親と赤ちゃんの
居場所づくり



全国で多様な活動が展開されています

20





「寺院収入指數」のメリット

- 「第11回宗勢基本調査」の結果や、その他の寺院から報告された収入額から「寺院収入指數」を算出して調整することによって、収入額の報告がない寺院に対して賦課することが可能となる。

「寺院収入指數」のデメリット

- 教区及び組において「寺院収入指數」を調整するため、時間を要する。
- 現時点では、将来的にめざす、寺院が直接入力する収入額及び支出額に基づく「寺院の収入額に応じた賦課」とはならない。

「第3次答申」の概要

2024（令和6）年4月施行の賦課制度

- 現行の賦課基準のうち、
①護持口数と門徒協力指数を、「寺院収入指數」に改める。
②寺院役職と僧班を、僧侶の種別（住職、兼務住職、住職代務、副住職、教師、未教師）に改める。
- 新たな賦課制度は、2024（令和6）年4月に施行し、2026（令和8）年度から用いる。

10

「第3次答申」の概要

将来的な賦課制度

- 「寺院収入指數」を「寺院の収入額（支出額を考慮したもの）に対して、特定の率にて算出した額」に置き換えていく。
- 宗門内の寺院が統一した寺院会計に関するシステムを用いる。

11

1. 2024（令和6）年4月施行の賦課制度について（第3次答申）

«賦課金の総額を算出する計算式»

賦課金の総額

$$= ① \text{一律金} + \\ ② \text{寺院収入指數} + \\ ③ \text{僧侶種別} + \\ ④ \text{災害対策に特化した賦課金}$$

12

①一律金

＜内容＞全ての寺院に対して一律に賦課をするもの。

＜割合＞賦課金全体の 5. 0 %

＜金額＞1 億円
(1か寺あたり 10, 000 円)

13

②寺院収入指數

＜内容＞各寺院の収入額（支出額を考慮したもの）をもとに、総局にて指数化したうえで教区及び組で調整し、寺院から総局へ報告するもの。

＜割合＞賦課金全体の 57. 5 %

＜金額＞11 億 5 千万円

14

▲手順▼

(i)「①差引後寺院収入額」の報告
【寺院→教区→総局】



(ii)「②寺院収入指數」の算出 【総局】



(iii)「②寺院収入指數」の調整
【総局→教区→組→寺院】



(iv)「②寺院収入指數」の報告
【寺院→組→教区→総局】

15

(i)「①差引後寺院収入額」の報告
【寺院→教区→総局】

寺院にて、「①差引後寺院収入額」を算出し、教区を通じて総局に報告する。

16

「⑦差引後寺院収入額」の算出

«「⑦差引後寺院収入額」を算出する計算式»

⑦差引後寺院収入額

$$\begin{aligned} &= (\text{①寺院の収入額} \\ &\quad - \text{⑦基本差引額} <50\text{万円}> \\ &\quad - \text{⑨宗派賦課金}) \\ &\quad \times \text{⑩支出額考慮一律差引率} <0.8> \end{aligned}$$

17

⑦差引後寺院収入額

＜内容＞計算式により算出した、総局に報告する寺院の収入額（支出額を考慮したもの）のこと。

18

①寺院の収入額

＜内容＞寺院（宗教法人）として収納したもので、活動拠点としての収入も含む。

ただし、収入額に含めない内容がある。
(『宗報』4頁～5頁参照)

19

⑦基本差引額 (全寺院一律50万円を差し引く)

＜内容＞収入の少ない寺院への配慮として、「①寺院の収入額」に対し、全寺院一律50万円を「⑦基本差引額」として差し引く。

20

①宗派賦課金

＜内容＞賦課金納付のための寺院収入の報告であるため、報告する年度分の「①宗派賦課金」を差し引く。

21

④支出額考慮一律差引率 (全寺院一律20%を差し引く)

＜内容＞個々の寺院の状況や地域事情による特有の支出、寺院護持のための営繕費等の必要諸経費の支出額を考慮し、「①寺院の収入額」から「④基本差引額」及び「①宗派賦課金」を差し引いた金額に対し、全寺院一律20%を差し引く。

22

(ii)「②寺院収入指数」の算出【総局】

各寺院から報告された「④差引後寺院収入額」をもとに、総局において教区別の「②寺院収入指数」を算出する。

「②寺院収入指数」は、総数100万点にて教区別に指数化する。

23

(ii)「②寺院収入指数」の算出【総局】

- 「第11回宗勢基本調査」を用いてシミュレーションした教区別の「②寺院収入指数」と大きく乖離する教区があった等の場合

→ 改めて、「差引後寺院収入額報告書」の提出を求めることが必要

24

(ii)「②寺院収入指數」の算出 【総局】

- 「差引後寺院収入額報告書」の提出率が低い場合

→「第11回宗勢基本調査」の結果を参考に、教区別の「②寺院収入指數」を算出することも考えられる。

25

(iii)「②寺院収入指數」の調整 【総局→教区→組→寺院】

教区別の「②寺院収入指數」をもとに、各教区では組別の、各組では寺院別の「②寺院収入指數」を調整し、各寺院の「②寺院収入指數」を算出する。

26

(iv)「②寺院収入指數」の報告 【寺院→組→教区→総局】

護持口数における「教区護持口数調整委員会」での調整及び教区会での承認を経て総局に報告する手続きに準じたものとする。

27

(iv)「②寺院収入指數」の報告 【寺院→組→教区→総局】

各寺院は組内で調整された「②寺院収入指數」を、組及び教区を通じて総局に報告する。

総局においては、報告された「②寺院収入指數」に基づき、各寺院の「②寺院収入指數」を決定する。

28

③僧侶種別

＜内容＞僧侶の種別に対して賦課するもので、僧班に対する賦課は廃止とする。

＜割合＞賦課金全体の 33.5%

＜金額＞6億7千万円

【内訳】	住職	37,000円
	兼務住職	15,000円
	住職代務	15,000円
	副住職	22,000円
	教師	19,000円
	未教師	11,000円

29

③僧侶種別

＜免除＞85歳以上で得度式受式25年以上の教師及び未教師に対して免除する。

なお、住職（兼務住職及び住職代務含む）、副住職は免除しない。

30

④災害対策に特化した賦課金

＜内容＞現行の第4種賦課金と同様に、宗門に包括される寺院の相互扶助を目的とし、寺院が被災した場合の復興支援に必要な財源を確保するために賦課するもの。

＜割合＞賦課金全体の 4.0%

＜金額＞8千万円

31

スケジュールについて(第3次答申)

● 2024（令和6）年度

- ・4月 新たな賦課制度の施行
- ・各寺院における収支計算書又は決算書の作成

● 2025（令和7）年度

- ・令和6年度「②差引後寺院収入額」の報告
- ・「②寺院収入指数」の決定

● 2026（令和8）年度

- ・「②寺院収入指数」を賦課基準として用いる

32

2. 将来的な賦課制度について(第3次答申)

«賦課金の総額を算出する計算式»

賦課金の総額
= ①一律金 +  ②寺院収入指數
②寺院の収入額（支出額を考慮したもの）に
対して、特定の率にて算出した額 +
③僧侶種別 +
④災害対策に特化した賦課金

33

スケジュールについて(第3次答申)

● 2026（令和8）年まで

- ・寺院会計に関するシステムの構築
- ・制度の周知徹底
- ・システムの操作や収支計算書又は決算書の作成指導

● 2028（令和10）年度

- ・4月 システムで作成した収支計算書又は決算書の一部を用いた賦課基準の見直し

● 2032（令和14）年度

- ・4月 全てシステムで作成した収支計算書又は決算書を用いた賦課基準の見直し

34

3. その他(第3次答申)

- (1) 現行賦課基準の不公平感及び問題点について
- (2) 賦課金納付にかかる対応について
- (3) 賦課金の名称について
- (4) 寺院活動の活性化について
- (5) 直轄寺院及び直属寺院に対する賦課金
(第3種賦課金)について

35